

新潟放射線治療技術懇話会経費払出規程

(目的)

第1条 この規程は、新潟放射線治療技術懇話会運営に係る経費の払出について、その細則を定めたものである。

(支給対象)

第2条 基礎講習会ワーキンググループ開催に係る交通費。
2 新潟放射線治療技術懇話会開催に係る経費。

(支給額)

第3条 交通費の支給額は、基礎講習会ワーキンググループが新潟大学医歯学総合病院で開催された場合において、以下のように定める。この規程においての「地区」とは、所属病院の所在地とする。

- 一 上越地区からの参加 往復 4000 円
- 二 中越地区からの参加 往復 2000 円
- 三 下越地区からの参加 往復 500 円
- 四 新潟大学医歯学総合病院職員には支給されない。

2 第2条2においては、実費相当とする。

(支給限度額)

第4条 経費の払出は年1回までとする。

(支給方法)

第5条 経費の支給方法は現金で、次回新潟放射線治療技術懇話会で支給する。
2 支給を受ける者は、受け取りのサインをすること。

(申請方法)

第6条 経費の払出が必要な者は、別紙1の申請書より必要書類を添付し、申請する。

(その他)

第7条 交通費は職場からの支給がある場合は、その対象とならない。
2 交通費は自家用車の場合に、運転手は申請できるが、同乗者は申請できない。

(施行日)

第8条 本規程は、平成31年1月1日より施行する。